

下水道使用料改定（流山市下水道条例の一部を改正する条例）（案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	下水道使用料改定（流山市下水道条例の一部を改正する条例）の修正案
（公開）	（公開）	（公開）	（公開）	（公開）	（公開）	（公開）
1 - 1	P1	下水道使用料改定案について	下水道事業の安定運営、老朽化対策、災害対応の必要性を踏まえ、使用料改定には賛成します。 一方で、平成17年以降、消費税対応を除いて約20年間使用料改定が行われなかった結果、今回の改定率が平均23.5%と大きくなっている点については、料金改定のタイミングが適切だったのか検証と説明が必要だと考えます。 今後は、長期間据え置いた後に大幅改定するのではなく、経費回収率、内部留保資金、老朽化対策費用などを定期的に公表し、必要に応じて小幅な見直しを行う仕組みを整えていただきたいと思います。	本市の下水道事業は、千葉県へ支払う流域下水道維持管理負担金の値上げや、下水道管の新設整備などの費用が増加する中、水道事業からの資金貸付などの事業費の運用により、平成17年10月以降、消費税相当分を除き使用料を改定することなく運営してまいりました。 その結果として、流域下水道維持管理負担金の大幅な値上げを契機とした今回の使用料改定に当たっては、ご指摘の通り平均23.5%という引き上げ率となったところです。 今後、水道料金や下水道使用料を改定する際に、大幅な見直しにならないよう、現在策定作業中の「流山市上下水道事業経営戦略」において、水道料金や下水道使用料を改定するための条件や、改定の方法、原因の発生から改定に至るまでの手順を定め、計画書に明記する予定です。	無	現在改定作業中の「流山市上下水道事業経営戦略」に反映させていただきます。
2 - 1	P15、16	下水道使用料改定案について	水道施設の老朽化、修理保全に必要な恒常的経費の高騰は不可避免としても、問題は値上げ率の適正化です。従量料金は各家庭の都合による変動料金としても、基本料金については可能な限り抑える努力が、一種の公共サービスに結果し、その努力内容が住民の納得を得られる市政に思います。 千葉県における料金値上げについては審議会の答申では18.6%と聞き及んでおりますが、流山市の個別事情を鑑みれば、この答申を基準としつつ、これを下回る料金値上げ幅が妥当だと考えます。 仮にこの数値以上の値上げ率を示される場合は、相当の説明が必要に思います。今後とも安全かつ安定した水道業務の維持は、生命と健康維持のための最優先事項であり、市政のまさに一丁目一番地と言って良いでしょう。 市民一人一人の声と真摯に向き合い、誰もが納得いく政策の打ち出しをお願いします。	千葉県営水道の料金が令和8年4月から平均で18.6%値上げされたことは認識しています。 今回お示ししている流山市の下水道使用料の値上げについては、近年の諸経費の上昇に対応するとともに、八潮市で発生した道路陥没事故のような事故が生じないように行う下水道管の老朽化対策などに必要な運転資金について検討し、平均の値上げ率を23.5%としたものです。 今回の下水道使用料の改定率は平均で23.5%ですが、基本料金に含まれる基本水量等を見直し、少量使用世帯に過度の負担とならないよう、料金体系を設定しました。 具体的には節水意識が使用料に反映されるよう、2か月あたりの基本水量を10m³とし、基本水量のみの使用の場合、現行単価の使用料から10%の上昇に抑えています。	無	
3 - 1	-	下水道使用料改定案について	・市民の生活に資する公共事業において安易に市民負担を増加してはならない。 ・上下水道事業は一体のものであるはず。 下水道における料金、設備更新においても上水道の余剰利益を充当すべき。 実際過去に、その措置を行った実績がある。 ・従って、今回の下水道使用料改定を行う条例改定事由は成立しない。 現行下水道使用料を維持すべきである。	水道事業と下水道事業は地方公営企業法の適用を受けており、独立採算の原則により事業運営をする必要があります。 下水道事業は、使用料収入で下水処理に係る費用を賄えない状態が続いており、不足する資金を、水道事業からの資金貸付等により補ってきました。 水道事業・下水道事業ともに、今後人口の大幅な増加に伴う収入増は見込めず、施設の老朽化対策に要する経費は更に増大していくものと考えられ、水道事業から下水道事業への貸し付けで事業を維持することはできません。	無	

下水道使用料改定（流山市下水道条例の一部を改正する条例）（案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	下水道使用料改定（流山市下水道条例の一部を改正する条例）の修正案
4 - 1	P15、16	下水道使用料改定案について	下水道使用料改定（流山市下水道条例の一部を改正する条例）（案）について、意見を申し上げます。 下水道施設の維持管理、老朽化対策、耐震化等の必要性については理解いたします。また、将来にわたり安定した下水道事業を維持するため、一定の財源確保が必要であることも理解しています。 しかしながら、今回の改定案については、特に独居世帯などの小世帯に対する負担増が大きくなりやすい点を懸念しています。 一人暮らしの高齢者、学生、年金生活者、低所得世帯などは、もとの使用水量が少ない場合が多く、節水によってさらに負担を抑える余地も限られます。一方で、下水道使用料は生活に不可欠な固定的支出であり、物価高や他の公共料金の上昇と重なることで、家計への影響は決して小さくありません。 特に、基本使用料の対象や従量使用料の区分が見直されることにより、使用水量の少ない小世帯であっても負担増が生じる点については、慎重な検討が必要だと考えます。下水道事業全体の収支改善を目的とする場合であっても、少量使用世帯や生活弱者への影響を十分に踏まえた制度設計が必要です。	今回の下水道使用料の改定率は平均で23.5%ですが、基本料金に含まれる基本水量等を見直し、少量使用世帯に過度の負担とならないよう、料金体系を設定しました。 具体的には節水意識が使用料に反映されるよう、2か月あたりの基本水量を10m³とし、基本水量のみの使用の場合、現行単価の使用料から10%の上昇に抑えています。	無	
4 - 2	-	パブリックコメントの周知方法について	あわせて、今回のパブリックコメントの周知方法についても懸念があります。 本改定は、市民生活に直接関わる公共料金の変更であるにもかかわらず、ホームページ上の情報を探し、PDF資料を読み、改定内容を理解し、そのうえで意見を提出する必要があります。これは、パソコンやスマートフォンで行政情報を探すことに慣れていない高齢者や、日常的に行政ホームページを確認しない学生・単身者などにとって、相当程度ハードルが高いものです。 形式上はパブリックコメントとして意見募集の機会が設けられているものの、今回の改定によって影響を受けやすい小世帯の方々ほど、改定内容に気づきにくく、内容を把握しにくく、意見を出しにくい状況になっているのではないかと感じます。 もちろん、市として意図的に分かりづらくしているという趣旨ではありません。しかし、結果として、負担増の影響を受けやすい層の声が届きにくいまま手続が進んでしまう可能性があります。この点は、料金改定の内容そのものと同じく重要な問題だと考えます。 今後、上下水道料金のように市民生活へ広く影響する改定については、市ホームページでの掲載に加え、広報紙、上下水道料金の検針票・請求通知、市役所・出張所・公民館・図書館・福祉施設等での紙資料配布、自治会回覧、分かりやすい概要版の配布、窓口での意見受付や意見箱の設置など、より多くの市民に届く周知方法を検討していただきたいです。 特に、料金を負担する市民に直接届く手段として、検針票や料金通知への案内掲載は有効だと考えます。また、A4一枚程度で要点を整理した資料を用意することで、高齢者や情報機器に不慣れな方でも内容を把握しやすくなると思います。 以上の理由から、今回の下水道使用料改定案については、独居世帯を含む小世帯への負担増に十分配慮し、必要に応じて激変緩和措置、段階的な引き上げ、少量使用世帯への配慮措置などを検討していただくことを要望します。 また、今後のパブリックコメントについては、形式的な意見募集にとどまらず、改定によって影響を受けやすい市民が実際に気づき、理解し、意見を表明できるよう、周知方法および意見提出方法の改善を要望します。	パブリックコメントは、広報ながれやま、市LINE公式アカウント、市ホームページで周知すると共に、上下水道局経營業務課窓口、流山市役所第1庁舎2階の情報公開コーナー、市内4か所の出張所、6か所の公民館、4か所の図書館、生涯学習センターの計17か所で周知、紙媒体の資料の閲覧及びA3サイズの概要版資料を配布しました。 パブリックコメントにおける更なる意見の周知方法及び収集方法については、検討をまいります。	無	